

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要 (平成26年12月24日完全施行)

参考資料7

- 福島を除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、国が責任をもって行う。
- 国が強い指揮監督権限を有する特殊会社(国100%出資)であり、かつ、ノウハウの蓄積された専門組織である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

会社の名称、法律の題名

1. 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更する。
2. 法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。

国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。 等

事業の範囲

会社は、国、県、県内の市町村その他の者の委託を受けて中間貯蔵に係る事業等を行う。

※ 引き続き、PCB廃棄物処理事業等も行う。

株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定(現行法上は、過半数保有と規定。現時点では総数保有。)
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

※ その他、区分経理の導入等所要の規定の整備を行う。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の施行等について (お知らせ)

平成26年12月24日(火)
環境省総合環境政策局総務課
(代表：03-3581-3351)
(直通：03-5521-8227)
課長：上田 康治(内：6210)
課長補佐：大倉 紀彰(内：6211)
課長補佐：林 俊宏(内：6214)
担当：湯浅 翔(内：6266)
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
課長：角倉 一郎(内：6871)
課長補佐：中野 哲哉(内：7871)
水・大気環境局中間貯蔵施設担当参事官室
(直通：03-5521-9260)
参事官：永島 徹也(内：7581)
参事官補佐：伊藤 史雄(内：7542)
参事官補佐：村井 啓朗(内：7588)
担当：富田 茉莉(内：7520)

本日、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)が施行され、関係政省令を整備したところであり、法律名が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に、会社名が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更されるとともに、同社の業務に、国等の委託を受けて行う中間貯蔵に係る事業が追加等されることとなりました。

これを受け、同社は、本日付で、会社の商号等の変更や福島県いわき市に、中間貯蔵に係る事業を実施するための事業所「中間貯蔵管理センター」を設置することとなりましたのでお知らせします。

(1) 商号の変更等

本日、日本環境安全事業株式会社の商号を以下のとおり変更します。

和文：「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」

英文：「JAPAN ENVIRONMENTAL STORAGE & SAFETY CORPORATION (JESCO)」

また、全国5ヶ所のPCB廃棄物処理事業所の名称について、以下のとおり変更します。

北九州PCB処理事業所
大阪PCB処理事業所
豊田PCB処理事業所
東京PCB処理事業所
北海道PCB処理事業所

(2) 中間貯蔵管理センターの設置

本日、中間貯蔵事業を実施するための拠点となる事業所「中間貯蔵管理センター」を福島県いわき市に開所します。

事業所名：中間貯蔵管理センター

住所：福島県いわき市平字大町7-1 平セントラルビル4階

電話番号0246-23-8915

開所日：平成26年12月24日

(3) 事業計画及び定款の変更

JESCOの事業計画及び定款について、今般の法改正を受けた変更を行っています。詳細は、JESCOホームページ (<http://www.jesconet.co.jp/>) で御確認下さい。

(4) 関係する政省令の施行

本日、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令が施行されました。

- ①日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第407号）

国家公務員退職手当法施行令等について、「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改めるなど所要の規定の整備を行いました。また、環境省組織令について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関する事務を水・大気環境局及び同局総務課の所掌とすることとしました。

- ②日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（平成26年環境省令第31号及び第33号）

福島県内除去土壌等となる特定廃棄物の要件を10万Bq/kg超であること等と定めること、中間貯蔵施設の区域を定めることその他の所要の規定の整備を行いました。

- ③中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令（平成26年環境省令第32号）

会社の会計に関する事項として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第16条により区分された勘定を「中間貯蔵事業勘定」と「環境安全事業勘定」とすること、会社はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設原状回復引当金積み立てなければならないこと等を定めました。